

全国健康保険協会システム
ネットワークシステム 回線・機器一式
仕様書（案）

目次

第1章 はじめに

- 第1 はじめに
- 第2 本仕様書の概要

第2章 基本構想

- 第1 ネットワークシステム構成の概要
- 第2 ネットワークシステムに求める基本要件
- 第3 拡張方針
- 第4 機能・性能要件
- 第5 信頼性要件
- 第6 セキュリティ要件
- 第7 設置要件
- 第8 SLA (サービスレベル協定)

第3章 調達概要

- 第1 調達内容
- 第2 納入物
- 第3 納入期限
- 第4 納入場所
- 第5 前提・制約条件

第4章 スケジュール定義

第5章 設計・環境構築・テスト要件

- 第1 設計・環境構築要件
- 第2 テスト要件

第6章 ネットワーク切替え要件

第7章 プロジェクト管理要件

- 第1 スケジュール要件
- 第2 リスク管理
- 第3 品質管理
- 第4 要員管理
- 第5 課題管理
- 第6 コミュニケーション管理

第8章 運用保守要件

- 第1 運用保守要件
- 第2 運用保守範囲

第9章 妥当性証明

- 第1 調達担当課室の長
- 第2 CIO 補佐官等

別紙1 システム全体構成概要

別紙2 開発全体工程表

別紙3 システム開発作業分担表

別紙4 ネットワークシステム接続拠点一覧

別紙5 ネットワークシステム構成図

第1章 はじめに

第1章 はじめに

第1 はじめに

政府管掌健康保険については、現在、社会保険庁において運営されているところであるが、内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の報告書（平成17年5月）及び、政府・与党医療改革協議会の「医療制度改革大綱」（平成17年12月）において、その運営を国から切り離し、全国単位の公法人を保険者として設立する方針が示され、これに基づき、「健康保険法等の一部を改正する法律案」が第164回国会に提出され、平成18年6月成立し、公布された。

この新たな公法人（「全国健康保険協会」（以下「協会」という。））については、平成20年10月に設立されることとなっており、被保険者等の意見を反映した自主自律の保険運営を確保するとともに、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とすることとしている。また、健康保険の適用や保険料の徴収の業務については、事務の効率化や事業所の負担軽減の観点から年金運営主体において厚生年金の業務と併せて行い、協会は、保険給付や保健事業、保険料率の設定等の業務を行うこととなっている。

こうした中、協会については、健康保険組合に加入していない者に対する被用者保険の最後の受け皿として、平成20年10月から保険給付等の業務を確実に実施できるよう、社会保険オンラインシステムとは独立した新たなシステム開発を進めていく必要がある。

この新たなシステムについては、平成20年10月までという短期間で開発を完了し、確実に運用を開始することは言うまでもないが、本システムは「電子政府構築計画」及び「電子政府推進計画」の一環として、平成18年に策定された「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき実施されるものであり、現行の社会保険オンラインシステムが抱える諸課題の解決を図り、費用対効果に優れたシステムを構築していく必要がある。

社会保険庁においては、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」や「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の議論を踏まえ、「業務改革プログラム」を策定し、業務改革の推進に取り組んでいるところであるが、健康保険業務に係る新たなシステムの構築にあたっては、法令遵守を基本原則とし、業務改革を推進するとともに、医療制度改革に適切に対応し、医療費の適正化等の保険者機能を強化していく必要がある。

また、今般の健康保険法の改正による健診の義務化等の医療制度改革に適切に対応していくとともに、政府のIT新改革戦略を踏まえ、レセプトのオンライン化などの動向に十分に留意し、これに対応したシステム構築を進めていく必要がある。

こうした課題を踏まえ、協会のシステムについては、①業務の効率化・合理化、②被保険者サービスの向上、③保険者機能の強化、④安全性・信頼性の確保、⑤経費削減を基本理念として、その構築を行うものとする。

第2 本仕様書の概要

1 ネットワークシステムについて

協会にて新規に構築するシステムが、協会本部・支部（以下、「各業務拠点」という。）において円滑に利用できるようにするためには、データセンターと各業務拠点及び関連システムを接続する、新たな広域ネットワークシステム（以下、「ネットワークシステム」という。）が必要となる。

2 本書について

本書は、このネットワークシステムを稼働するために必要な回線・ハードウェアの設計・構築業務/運用保守業務の調達に係る仕様書である。

本章では、調達内容の概要を示す。さらに、第2章以降ではネットワークシステムに求める要件、スケジュール、設計・環境構築・テスト要件、プロジェクト管理要件、運用保守要件を具体的に示す。

なお、本件を含む協会のシステムの全体像と開発スケジュールとして別紙1「全国健康保険協会システム全体構成概要」、別紙2「全国健康保険協会システム開発全体工程表」、別紙3「システム開発作業分担表」及び別紙4「ネットワークシステム接続拠点一覧」を添付している。

第 2 章 基本構想

第2章 基本構想

第1 ネットワークシステム構成の概要

「第2 ネットワークシステムに求める基本要件」に示す基本要件を満たすネットワーク構成として、スター型のトポロジーを採用した構成を基本として別紙5「ネットワークシステム構成図」に示すような全体構成を想定している。本調達の全体像を理解する目的で参照されたい。

ただし、網構成及び機器の物理配置及びルーティング方式等、ネットワークシステムのネットワーク構成の提案に当たっては、必ずしも当該案に従う必要はない。本調達仕様書に定義する各種要求仕様を満たす範囲において、より信頼性及び柔軟性に優れた構成案がある場合には、その内容及び当該案との相違点を、提案書に記載すること。

第2 ネットワークネットワークシステムに求める基本要件

ネットワークシステムは、全国に点在する約70箇所の業務拠点を広帯域の回線で接続する大規模なネットワーク構成となることから、自由な通信形態、高い耐障害性と耐災害性、強固なセキュリティ対策、柔軟な拡張性を備えた構成とする必要があるため、以下を基本要件とする。

- ・ データセンター、各業務拠点及び関連システムを高速かつ低料金の広域 IP 回線サービス(以降、IP-VPN)で接続すること。但し、回線の種別が予め指定されている関連システムは除く。
- ・ IP-VPN 網は、データセンター及び各業務拠点をフラットに（非階層型ネットワーク構成）接続し、基幹回線に接続された拠点間の通信が、特定拠点の通信障害等の影響を受けることなく基幹回線を通じて通信可能なネットワーク設計及び構造を指す。
- ・ IP-VPN 網は、それぞれ独立した2系統のネットワーク構成とすること。ここでいう独立した2系統のネットワークとは、バックボーンが物理的に違う構成であり、回線の敷設経路が物理的に離されているネットワークを指す。但し、ラストワンマイルの回線はこの限りでは無い。
- ・ 各 IP-VPN 網の利用について、通常時は、第1系統に健康保険業務システムに関するデータ、第2系統に間接業務システム及び保健事業システムに関するデータをそれぞれ流通させること。
- ・ すべての接続対象拠点で通信経路を確保すること。
- ・ すべての業務拠点から、インターネットへの接続を共通して行える回線を設置すること。また、外部への接続については、十分なセキュリティ対策を行うこと。ただし、ファイアウォール、プロキシサーバ等の導入は間接業務システム開発・基盤業者が行うため、対象外とする。

- ・ 設置・運用される回線及び機器に関する、稼働状況、セキュリティイベント、利用状況等について、ネットワーク運用センターにて監視及び管理を行うこと。
- ・ アクセス回線については、光回線を設置すること。なお、既存の光回線敷設がある業務拠点に関しては、可能な限り既存の光回線を流用すること。
- ・ 収納代行業者との接続に利用する ISDN 回線を確保すること。
- ・ 支払基金との接続に利用する B フレッツ（ビジネスタイプを除く）回線を確保し、支払基金との IP-VPN 接続を確保すること。
- ・ 社保オンラインとの接続は、データセンターとの直接接続とし、IP-VPN 網は介さない経路で回線を確保すること。
- ・ 社保オンラインとの接続に際して、関連システムデータセンター側に設置するファイアウォールを導入すること。
- ・ データセンターに設置する大型 Unix マシン監視に利用するネットワーク回線を確保すること。監視用のネットワーク回線は、「フレッツ ADSL 専用型 1.5M タイプ」、VPN サービスとして「フレッツグループアクセス・プロ」を付随すること。

第 3 拡張方針

ネットワークシステム稼働後の拡張可能性を考慮して、フロア拡張、ラック設備の拡張及び配電設備の拡張等の外部接続環境の拡張に必要な条件についての対策を、あらかじめ考慮しておくこと。

第 4 機能・性能要件

ネットワークシステムに求められる機能・性能要件は、以下の通りとする。

- ・ IP-VPN 網は、すべての通信経路において、原則、個別システム単位に双方向の帯域予約ができること。
- ・ IP-VPN 網は、すべての通信経路において、通信の暗号化機能を提供できること。
- ・ 健康保険業務システム及び間接業務システムと、保健事業システムでは、ネットワークセグメントを分割する必要があるため、IP-VPN 網は、VLAN 技術等を用いたネットワークの論理分割ができること。

第5 信頼性要件

ネットワークシステムが長期間停止することなく稼動するために、求められる信頼性要件は以下の通りとする。

- ・ IP-VPN 網は、一方の系統に障害が発生した場合、障害の発生していない系統のみでバックアップ運用（縮退運用）を行うことができる仕組みとすること。
- ・ 回線業者側で利用している通信設備は、大規模災害等による全体への影響範囲を最小化するため、大規模災害対策を講じ、異なる場所に複数設置してあること。

第6 セキュリティ要件

ネットワークシステムでのセキュリティ対策は、取り扱う情報の機密性及びインターネット等の外部ネットワークとの安全な接続を維持するという観点から、ネットワークの可用性を損なわせる脅威及び不正なアクセスからネットワークを守ることが必要となる。ついては、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に従った十分な対策を講じ、以下の要件をすべて満たす、高いレベルの機能と品質を要求する。

- ・ セキュリティ対策として市場に認知されている対策全般（IPA で公開されている情報セキュリティ対策等）を網羅すること。
- ・ 調達時点の技術で実現可能な対策を現実的な方法にて実施すること。
- ・ ネットワークシステム稼動時点での必要機能の組込みに加えて、稼動期間全体にわたっての継続的なレベルアップ（最新かつ実証済みのセキュリティパッチ等を遅滞なく適応する等）のための仕組みを実現すること。
- ・ 技術的対策と合わせた運用面での対策も実施すること。
- ・ セキュリティ監査において改善の必要性が指摘された場合には、受注者の負担と責任において迅速に対応すること。
- ・ 受注者の責任範囲にある役務、物品及び当該ネットワーク回線に対して、受注者は医療保険課（平成 20 年 10 月以降は協会。この章において以下同じ。）の指示に基づき、セキュリティ対策を実施し、高いセキュリティレベルを維持すること。
- ・ 受注者が実施する作業及び構築するネットワークが影響を及ぼす可能性がある他の役務、物品及びシステムに対して受注者が事前に予測できる範囲内で適切なセキュリティ対策を行うこと。また、ネットワークに関する導入、運用、保守、撤去等の一連の作業においても、受注者は十分なセキュリティ対策を行うこと。
- ・ DoS 攻撃及び DDoS 攻撃への対策、不正アクセス及び情報漏洩の防止等について 24 時間 365 日監視し、システム及びサービスの一部又は全部が停止しないよう、迅速な対応・対策ができる様々なネットワークセキュリティ対策が講じられていること。

- ・不正アクセス及び悪意のあるソフトウェアによる情報の誤用、破壊、破損、改ざんからネットワーク回線及びデータを保護するとともに、個別システム及びネットワークに影響を及ぼすことのない仕組みとすること。
- ・セキュリティに関する事故又は障害が発生した場合に備え、連絡・報告フロー、体制及び対応手順等を明示した対応マニュアルを作成し、医療保険課の承認を得ること。また、作成した対応マニュアルに基づいて、実際の事故を想定しての訓練を実施すること。なお、対応マニュアルには、下記の項目を記載することとし、その他必要と考えられる項目についても記載すること。
 - DoS 攻撃及び DDoS 攻撃
 - 不正アクセス
 - 情報漏洩
 - ウイルス感染
- ・セキュリティイベントが発生した場合には、速やかに医療保険課へ報告し、指示に従って対応を行うこと。
- ・各ベンダーから脆弱性が公表された場合には、公表から 24 時間以内に医療保険課へ報告すること。
- ・各ベンダーからウイルス及びワームの情報が公表された場合には、公表から 8 時間以内に医療保険課へ報告すること。
- ・ネットワークシステムに対するセキュリティ脅威の識別を行うための、全体的な管理の仕組みを提示すること。
- ・脆弱性対策のためにネットワーク回線、ネットワーク機器及び構成に変更がある場合には、医療保険課へ事前に更新内容を書面で提示し、承認を得て実施すること。また、更新内容（実施日、実施内容及び実施者を含む事項）を記載した書面を提出すること。
- ・導入するネットワーク機器の脆弱性について、第三者機関等において検証・公開される仕組みを有すること。
- ・管理対象となるネットワーク回線及びネットワーク機器上で利用しているソフトウェア等について、公開された脆弱性に関連する情報を提示すること。また、脆弱性に関連する情報から、当該脆弱性がもたらすリスクを分析した上で、医療保険課と協議（対策の必要性対策方法、対策方法が存在しない場合の一時的な回避方法、対策方法又は回避方法がネットワークシステムに与える影響、対策の実施予定、対策テストの必要性、対策テストの方法、対策テストの実施予定）した上で、脆弱性対策計画を作成し、迅速に対応できる仕組みとすること。

第7 設置要件

1 設置場所

機器の搬入・設置作業において、現地での機器の動作確認を実施することから、以下に現在想定している環境ならびに設置場所に納入予定の機器を設置すること。

各機器を設置するデータセンター及び各業務拠点は、別途調達されている。

図表 2-1 設置場所

No	環境	場所	用途
1	データセンター	神奈川県（東京都23区内から公共交通機関を利用して概ね1時間で到着可能な場所）	ルータ設置
2	本部	東京都内	ルータ設置
3	支部	47都道府県 協会支部内 県庁所在地（1都道府県あたり2拠点以上になる支部有）	ルータ設置
4	関連システムデータセンター	東京都三鷹市	ルータ・ファイアウォール設置

詳細な設置場所及び設置時期については、別紙4「ネットワークシステム接続拠点一覧」を参照のこと。また、社会保険庁運営部医療保険課（以下、本プロジェクトの窓口となる場合において「医療保険課」という。）と相談の上、指示に従うこと。なお、データセンターの住所は確定しているものの、セキュリティ上問題から、落札者のみに開示することとする。

2 設置条件

各業務拠点に機器等を設置する際には、下記に示す物理的な前提条件に従うこと。なお、下記の条件では対応できない業務拠点がある場合、業務拠点の実態に応じた対応を、医療保険課及び当該業務拠点と調整の上、実施すること。

ア 電源条件

- 各業務拠点に設置する機器は、一般執務室に設置可能な省電力設計と静音設計であること。
- 電源電圧が100V（±10%）又は200V（±10%）（標準周波数50Hz及び60Hz）の範囲で誤作動を起こさない特性を装備すること。
- データセンターに導入する機器については、一時的な停電が発生した場合でもサービスが継続的に提供でき、停電が続く場合にはすべての機器を安全に終了させられるよう、必要な無停電電源装置等を整備すること。

イ 空調条件

- ・ 回線終端装置を除く、主要な機器については、周辺温度が 5～40℃の範囲で誤作動を起こさない諸元を装備すること。
- ・ 回線終端装置を除く、主要な機器については、相対湿度が 15～80%の範囲で誤作動を起こさない諸元を装備すること。
- ・ 温度及び湿度等の空調設備を整えることが困難な業務拠点については、設置場所を考慮する等、医療保険課及び当該業務拠点と調整を行うこと。
- ・ 医療保険課及び各業務拠点と調整の上、やむを得ず、機器の空調条件を満たさない場所に設置した場合には、医療保険課の承認を得た上で第 8 に述べる SLA 項目の対象外とする。ただし、故障が発生した際に迅速な対応が行えるよう、予備機を配備すること。

ウ その他設置条件

- ・ データセンターに設置する機器は、別途調達するところの、各システム基盤受託業者が設置する 19 インチラック（EIA(米国電子工業会)規格）に収容し、設置すること。
- ・ 各業務拠点に設置する機器は、別途調達する端末等の受託業者が各業務拠点に設置する LAN 機器を収納する 19 インチラック（EIA(米国電子工業会)規格）に収容し、設置すること。
- ・ 関連システム側に設置する機器は、医療保険課と調整の上、関連システム受託業者の指示に従うこと。
- ・ 設置する機器に関する下記の項目に関して、詳細設計書に明記すること。
 - 設置する機器の製造メーカーおよび機種
 - 設置する機器の収容構成
 - 機器外形寸法、設置スペース（保守スペースを含む）のサイズ
 - 機器重量
 - 所要電源種別・電力量、機器発熱量
 - 配線方式
 - 適正稼動環境温度・湿度
 - 防塵対策
 - 防磁対策
 - その他（搬入路の必要サイズ等）

第8 SLA（サービスレベル協定）

本調達では、機能要件と SLA（サービスレベル協定）を定義することにより、医療保険課が求める機能・サービスについての品質・性能等を規定する。

(1) SLA 項目を定義する上での前提事項

① ネットワーク回線及び各種サービスの提供時間

- ・ ネットワークシステムのサービスが提供される時間は 24 時間 365 日とする。ただし、定期保守、法定停電等の計画的な停止時間は除く。

② 運用・保守サービスの提供時間（データセンター、ネットワーク運用センター）

- ・ データセンター、ネットワーク運用センターにおいて実施される運用・保守サービスのうち、監視業務、障害対応業務、ヘルプデスク業務が提供される時間は 24 時間 365 日とする。
- ・ データセンター、ネットワーク運用センターでの機器交換等の現地対応サービスが提供される時間は 24 時間 365 日とする。

③ 保守サービスの提供時間（各業務拠点での現地対応）

- ・ 各業務拠点での機器交換等の現地対応サービスが提供される時間は、各業務拠点の営業時間（平日 8 時～19 時）及びその前後 1 時間とする。

(2) 通信回線に関する項目

① ネットワーク稼働率

- ・ ネットワーク稼働率は、99.95%とする。
- ・ 稼働予定時間に対して実際に稼働した時間（稼働時間）の割合であり、以下の式より算出する：
 - ▶ ネットワーク稼働率（%）＝（1－1ヶ月の停止時間÷1ヶ月の稼働予定時間）×100
- ・ 稼働予定時間は定期保守／法定停電等による計画した停止時間を除く、1ヶ月に稼働すべき時間である。
- ・ 停止時間は、死活監視により、データセンター、各業務拠点及び関連システムで、ネットワークが停止していると確認された時間（機器の故障を含む）から、利用可能と確認されるまでの時間を指す。
- ・ 「SLA 項目を定義する上での前提事項」において、データセンター、各業務拠点及び関連システムにおいて、種類別に定義した各「保守サービスの提供時間」以外の時間帯については、故障回復に現地対応が必要であった場合に限り、停止時間及び稼働予定時間の双方に計上しないこととする。

- ・冗長構成を有している場合であっても、サービスの低下が生じる場合には、サービスの低下時間の1/2の時間を、停止時間として計上する。
- ・社会保険庁（平成20年10月以降は協会。この章において以下同じ。）側に責任があることが確認できた場合は停止時間として取り扱わない。

② 伝送遅延時間

- ・ネットワーク回線品質の packets 送受信の伝送遅延時間は40ms以下とする。
- ・バックボーン（アクセス回線及び中継区間回線を除いた、回線を構成する大規模拠点間）の往復遅延時間についての月当たり平均とする。

③ 第1系統・第2系統への切り替え時間

- ・第1系統・第2系統のいずれかのネットワークに障害が発生した時間から、各業務拠点のルーティングの経路を、正常に稼働しているネットワークへの切り替えが完了するまでに要する時間は5分とする。
- ・1ヶ月に発生した切り替え時間の平均とする。

(3) ネットワーク機器に関する項目

① ネットワーク機器の平均故障復旧時間（MTTR：Mean Time To Repair）

- ・ネットワークシステムで利用する機器のMTTRは、データセンター及び協会本部においては1時間以内、協会支部においては3時間以内とする。
- ・平均故障復旧時間とは、機器に故障が発生した時刻から故障が復旧した時刻までに要した時間の1ヶ月間における平均値であり、以下の式より算出する：
 - ▶ $\text{平均故障復旧時間} = 1 \text{ヶ月の総故障復旧時間} \div 1 \text{ヶ月間の総故障件数}$
- ・故障復旧とは、機器の故障原因を排除し、正常に稼働することを確認し、職員が利用可能な状態にあることとする。
- ・「SLA項目を定義する上での前提事項」において、各業務拠点別に定義した各「保守サービスの提供時間」以外の時間帯については、故障復旧時間に計上しないこととする。
- ・冗長構成を有している場合であっても、サービスの低下が生じる場合には、サービスの低下時間の1/2の時間を、故障復旧時間として計上する。
- ・社会保険庁側に責任があることが確認できた場合には、故障復旧時間計算の対象から除外するが、故障復旧はさせること。
- ・故障した機器と同等以上の代替機器あるいはサービスの提供を受けた場合には、故障復旧したものとする。この場合、故障復旧時刻とは、代替機による稼働が確認された時刻を指す。

② ネットワーク機器の平均故障間隔(MTBF：Mean Time Between Failures)

- ・ ネットワークシステムで利用する機器の MTBF は、2920 時間以上（4 ヶ月以上）とする。
- ・ 平均故障間隔とは機器に故障が発生してから、次に故障が発生するまでの平均時間であり、以下の式より算出する：
 - $\text{平均故障間隔} = \text{導入機器台数} \times \text{総稼働時間} \div \text{総故障件数}$
- ・ 総稼働時間及び総故障件数は、ネットワークシステム稼働日からの累計であるが、1 年毎に評価を行うため、総稼働時間及び故障件数については毎年リセットする。ただし、経過については月次で報告すること。
- ・ 機器の稼働状態（停止、通常稼働）に関わらず、すべての故障・不具合（ソフトウェアの欠陥、脆弱性を含む）を故障件数として取り扱うこと。
- ・ 社会保険庁側に責任があることが確認できた場合は故障件数として取り扱わない。

(4) 提供サービスに関する項目

① データセンター提供サービス稼働率

- ・ データセンターにて提供するサービスの稼働率は、99.9%とする。
- ・ データセンターでサービスを提供するインターネット閲覧機能、ダイヤルアップ接続等の機能について、稼働予定時間に対して実際に稼働した時間（稼働時間）の割合であり、下記の算式により算出する：
 - $\text{稼働率}(\%) = (1 - 1 \text{ ヶ月の停止時間} \div 1 \text{ ヶ月の稼働予定時間}) \times 100$
- ・ 稼働予定時間は定期保守／法定停電等による計画した停止時間を除く。
- ・ 停止時間は、障害からの復旧のために必要になった停止時間、冗長化された機器への切り替えのために発生した停止時間、人為的なミスにより発生した停止時間等の計画外にシステムが停止していた時間、あるいは多数の職員が利用できない状態にあった時間を指す。
- ・ 社会保険庁側に責任があることが確認できた場合は停止時間として取り扱わない。

② 大規模震災時のデータセンター提供サービスの復旧時間

- ・ 大規模震災によりデータセンターのサービスが停止した場合、データセンターにおいて、インターネット閲覧機能、ダイヤルアップ接続等の等の提供サービスが提供されるまでの時間は3 ヶ月とする。

(5) 障害管理に関する項目

① 障害通知時間

- ・ 障害を検知してから医療保険課へ通知するまでの時間は、10 分以内とする。
- ・ 障害通知時間は各業務拠点（職員）から障害の報告を受ける、又は監視により障害を検知してから、障害状況を医療保険課又は障害により影響のある各業務拠点（職員）に最初に通知するまでの時間のことである。
- ・ 障害の検知から障害発生連絡」までの 1 ヶ月間における平均値とし、以下の式より算出する：
 - 障害通知時間=1 ヶ月の総障害通知時間÷1 ヶ月の総障害件数
- ・ 医療保険課及び障害により影響のある各業務拠点（職員）に連絡を試みたが、連絡を取ることが不可能であった場合には、本 SLA 項目の対象から除外する。
- ・ ただし、電子メールでの連絡が困難な場合は、医療保険課及び事前に連絡先を確認してある個別システム管理責任者への連絡をすること。

② 障害復旧通知時間

- ・ 障害が復旧したことを医療保険課へ通知するまでの時間は、30 分以内とする。
- ・ 障害復旧通知時間とは、障害が復旧してから、その結果を医療保険課及び影響のあった各業務拠点（職員）に連絡するまでの時間のことである。
- ・ 1 ヶ月間における平均値とし、以下の式より算出する：
 - 障害復旧通知時間=1 ヶ月の総障害復旧通知時間÷1 ヶ月の総障害件数
- ・ 医療保険課及び障害により影響のあった各業務拠点（職員）に連絡を試みたが、連絡を取ることが不可能であった場合には、本 SLA 項目の対象から除外する。

③ 障害切り分け作業時間

- ・ 障害切り分け作業時間は、10 分以内とする。
- ・ 障害切り分け作業時間とは、個別システム管理責任者から障害に関する問合せがあった場合に、その原因がネットワークシステム側によるものか個別システム側によるものかを判断し、医療保険課及び連絡のあった各業務拠点（職員）に連絡するまでの時間のことである。
- ・ 1 ヶ月間の平均値とし、以下の式より算出する：
 - 障害切り分け作業時間=1 ヶ月の総障害切り分け作業時間÷1 ヶ月の総障害件数
- ・ 医療保険課及び連絡のあった各業務拠点（職員）に連絡を試みたが、連絡を取ることが不可能であった場合には、本 SLA 項目の対象から除外する。

(6) セキュリティサービスに関する項目

① セキュリティイベントの検知時間

- ・セキュリティイベントの検知時間は、5分以内とする。
- ・セキュリティイベントの検知時間とはセキュリティイベント（不正アクセス、ウイルス侵入等）が発生した時間（各種機器が最初に記録したセキュリティイベントの発生時間）から、それを検知するまでの時間（ネットワーク運用センター等に設置した監視装置が検知し、運用担当者（受注者）に警告するまでの時間）のことである。
- ・1ヶ月における平均値とし、以下の式より算出する：
 - ▶ セキュリティイベントの検知時間＝1ヶ月の総セキュリティイベント検知時間÷1ヶ月の総セキュリティイベント件数

② セキュリティイベントの通知時間

- ・セキュリティイベントを検知してから医療保険課へ通知するまでの時間は、30分以内とする。
- ・セキュリティイベントの通知時間とはセキュリティイベントを検知してから、医療保険課又は当該業務拠点（職員）に「セキュリティイベントが発生したこと」を報告するまでの時間のことである。
- ・1ヶ月における平均値とし、以下の式より算出する：
 - ▶ セキュリティイベントの通知時間＝1ヶ月の総セキュリティイベント通知時間÷1ヶ月の総セキュリティイベント件数
- ・医療保険課及び障害により影響のあった当該業務拠点（職員）に連絡を試みたが、連絡を取ることができなかった場合には、本SLA項目の対象から除外する。

③ セキュリティイベントへの対応時間

- ・セキュリティイベントへの対応時間は、1時間以内とする。
- ・セキュリティイベントへの対応時間とは、セキュリティイベントを検知してから、ネットワークの遮断等の暫定対応を行うまでの時間のことである。
- ・1ヶ月における平均値とし、以下の式より算出する：
 - ▶ セキュリティイベントへの対応時間＝1ヶ月の総セキュリティイベント対応時間÷1ヶ月の総セキュリティイベント件数
- ・対応の実施許可を得るために問合せを行った医療保険課及び当該業務拠点（職員）が、許可の判断のために要した時間については、この対応時間に計上しない。

(7) 調整・サポートに関する SLA 項目

① 各種設定変更の遅延件数

- ・各種設定変更の遅延件数は、0 件とする。
- ・機器等の設定変更について、希望日の 1 ヶ月前までに変更申請を受けた依頼に対して、希望日より遅延が発生した件数。
- ・ただし、申請書の不備について調整を行わなければならない場合は、その調整に要した時間（調整が開始される前までの時間を除く）については、希望日の 1 ヶ月前までと評価する時間に計上しない。
- ・作業が集中することが予想される、または集中した場合には、事前に医療保険課と協議の上、設定変更時期について調整すること。

② 拡張及び開通の遅延件数

- ・拡張及び開通の遅延件数は 0 件とする。
- ・利用開始について、希望日の 3 ヶ月前までに接続申請を受けた依頼に対して、希望日より遅延が発生した件数。
- ・ただし、申請書の不備あるいはデータセンターもしくは当該業務拠点の設備（配管、引き込み線の工事等）について調整を行わなければならない場合は、その調整に要した時間（調整が開始される前までの時間を除く）については、希望日の 3 ヶ月前までと評価する時間に計上しない。
- ・作業が集中することが予想される、または集中した場合には、事前に医療保険課と協議の上、開通・拡張時期について調整すること。

③ 移設対応の遅延件数

- ・移設対応の遅延件数は、0 件とする。
- ・各業務拠点の移設について、希望日の 3 ヶ月前までに移設申請を受けた依頼に対して、希望日より遅延が発生した件数。
- ・ただし、申請書の不備、あるいは、データセンターもしくは当該業務拠点の設備（配管等）について調整を行わなければならない場合は、その調整に要した時間（調整が開始される前までの時間を除く）については、希望日の 3 ヶ月前までと評価する時間に計上しない。
- ・作業が集中することが予想される、または集中した場合には、事前に医療保険課と協議の上、移設対応時期について調整すること。

(8) SLA 遵守に関する規定

SLA は、医療保険課と受注者との契約であるため、それらが遵守されない場合の取り扱いを受注者へのペナルティとして明確に規定しておく。

① SLA 達成度合いの指標

- ・ SLA 達成度合いを毎月、下記のように 3 段階に区分する。
 - A：全 SLA 項目で設定値達成
 - B：設定値を満たせない SLA 項目数が 2 つまで
 - C：設定値を満たせない SLA 項目数が 3 つ以上

② 体制の見直し、主要担当者の常駐化、交代

- ・ 「達成度合い B」以下の状況においては、受注者は主要担当者（責任者及び補佐など）を本契約以外の業務に従事させてはならない。また、医療保険課から担当者及び責任者の交代の指示があった場合、受注者は、交代要員を 2 週間以内に選任し、医療保険課の承認の下、交代を行うこと。

③ サービスレベルの達成が困難な状況が続く場合の措置

ア 損害賠償請求

- ・ 下記に示す状況を始めとして、SLA の遵守率が著しく低く、改善の見込みが無いと医療保険課が判断した場合、別途、契約金額を上限とした賠償請求をすることがある。
 - A. 達成度合い B」の状況が「5 ヶ月以上連続」「年間 6 回以上」「稼働期間の通算で 18 回以上」のいずれか

イ 入札資格の剥奪

- ・ 特に、上記「ア」の状況にまで至る場合には、医療保険課の要求する品質のサービス提供を実施する能力がないものと判断し、次回のネットワークシステムの調達をはじめとする各種入札に参加する資格を停止することがある。

④ 無償による対応

- ・ 大規模な天災等の不可抗力及びそれに準ずる事象により、SLA の遵守が困難であると医療保険課が認めた場合を除き、SLA が遵守されない場合、その原因を明らかにし、改善策について検討し報告するとともに、改善に努め、その結果も報告すること。
- ・ また、改善策に係る経費は、すべて受注者の負担により無償で行うこと。

(9) SLA 評価に関する規定

① SLA の評価時期

- ・ SLA の遵守については、ネットワークシステム稼動開始日から適用とする。
- ・ また、各業務拠点に関する事項については、各業務拠点のネットワーク開通日からの適用とする。

② SLA に関する報告

- ・ SLA 項目における達成状況について、毎月定例会を開き報告を行うこと。
- ・ 報告に係る調整については、受注者側で行うこと。
- ・ SLA が遵守できなかった場合、定例会にて原因・改善策について報告し、対応状況についてもあわせて報告すること。
- ・ 年間を通じた SLA の実績、それに付随する対策結果及び SLA の妥当性を評価するための報告を、年に 2 回行うこと。

(10) 各業務拠点等を拡張した場合の SLA に関する取り扱い

- ・ 本調達において示す SLA については、各業務拠点等を拡張した場合についてもすべて適用すること。

第 3 章 調達概要

第3章 調達概要

第1 調達内容

1 品名及び数量

全国健康保険協会システム ネットワークシステム 回線・機器一式

2 サービス及び物品

① ネットワークシステムのネットワーク回線サービス及び機器

- ・ データセンター、各業務拠点及び関連システムを接続するネットワーク回線サービス
- ・ ネットワーク回線サービスを稼働させるために必要となる機器（ルータ等）
- ・ ネットワーク回線サービス及び機器に係る運用

② ネットワークシステム機能及び機器の設定

- ・ ①のネットワーク回線サービスを稼働させるために必要となる機器の設定作業及び疎通確認

③ 必要な部材・工事一式

- ・ 上記①及び②以外で必要となる部材（ケーブル、機器設置部品等を含む）及び必要に応じた工事（構内配線含む）

3 役務内容

本調達の範囲は、ネットワークシステムの稼働に係る、工程管理・基本設計・詳細設計・環境構築・ネットワーク疎通テスト・総合テスト（基盤）の支援・運用保守、に分類される。

受注者は、ネットワークシステムの環境設計、ハードウェアの搬入・設置・設定、回線サービスの提供等を実施し、平成20年10月1日から協会の各業務拠点において業務を円滑に実施できるよう、本番稼働可能な状態にすること。また、契約期間において、回線が開通した各業務拠点より順次ネットワークシステムの運用保守を行うこと。

なお、受注者と別途調達が行われる他の業者との役割分担については、別紙3「全国健康保険協会システム開発作業体制表」に従い、該当する役割について責任を持って対応すること。

図表 3-1 調達範囲の概要

No	項目	概要説明
1	工程管理	プロジェクト実施計画書の作成、プロジェクト全体管理、スケジュール管理、リスク管理、セキュリティ管理、品質管理、要員管理（体制管理、外部委託管理）、課題管理、コミュニケーション管理等、プロジェクトの包括的な管理を行う。なお、調達作業全般を統括した基盤・ハードウェア開発及びデータセンター機器全般についてのプロジェクト管理は、別途調達された工程管理業者にて実施するので、必要な情報の提供を行うこと。本調達におけるプロジェクト管理の範囲は、受注者の役務範囲に関するプロジェクトの包括的な管理とする。 詳細については、「第8章 プロジェクト管理要件」を参照のこと。
2	基盤・ハードウェア（ネットワーク、端末）	総合テスト（基盤）を主として実施する各業務システム開発・基盤業者の指示に従い、適切な支援作業を実施すること。 詳細については、「第5章 設計・環境構築・テスト要件」を参照のこと。
3	基盤・ハードウェア（ネットワークシステム）	ネットワークシステムの稼働環境について、基本設計・詳細設計・環境構築・ネットワーク疎通テスト・運用保守を行う。 それぞれの詳細については、第2章～第8章の該当箇所を参照のこと。

4 設計構築期間

契約日～平成20年9月30日

上記の期間で、協会のシステム本稼働に必要な作業を全て完了させること。

5 運用保守期間

平成20年4月1日～平成20年9月30日

但し、本契約終了後も回線契約期間中は継続して運用保守を行えること。

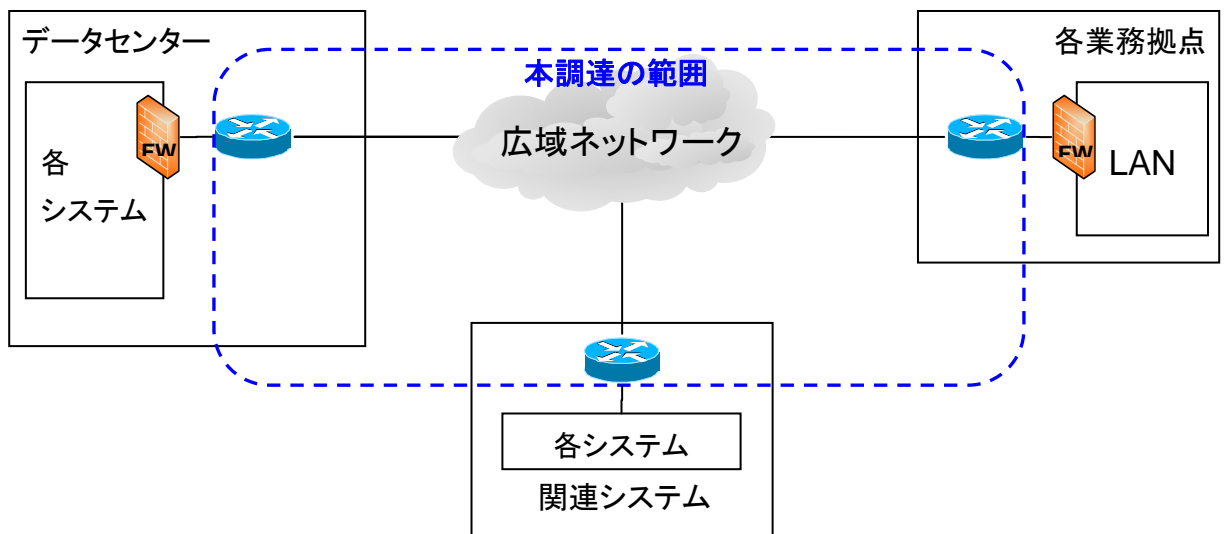
6 本調達の責任分界点

本調達の責任分界点は、データセンターと各業務拠点及び関連システムを接続する以下に掲げる二種のサービス並びにそれに付随する機器のみとする。

① 広域ネットワーク回線サービス及びその運用

- データセンター及び各業務拠点に設置するルータまでを本調達の対象とし、ルータを挟んで広域ネットワークの反対側に設置される LAN 及び各機器の調達は対象外とする。

図表 3-2 本調達の範囲



② データセンター、各業務拠点及び関連システムの設備環境

- データセンター、各業務拠点及び関連システムに設置する機器を収納するラック、導入する場所、電源設備は、社会保険庁にて調達する。
- 受注者は、引込み線の引き込み(既存引込み線が無い拠点)、光ケーブル接続キャビネット盤の設置、光ケーブル接続キャビネット盤取付用板の準備及び設置を実施すること。なお、既設引き込み線及び既存設備の利用については、各業務拠点責任者をはじめとする関係者と調整のうえ実施すること。
- ここでは、光回線の敷設を前提として受注者の対応範囲を整理しているが、メタル回線を敷設する場合であってもこの整理に準ずる範囲を受注者の対応範囲とすること。

第2 納入物

1 ドキュメント類

調達対象であるシステム環境設計では、本仕様書の内容及び医療保険課に対して行う要件確認の結果に基づき、基本設計書及び詳細設計書等を作成し、納入すること。

システム環境の構築では、本仕様書の内容及び医療保険課に対して行う要件確認の結果に基づき、各種の計画書、テスト報告書等を作成し、納入すること。なお、これらの成果物については、「第4 納入期限」において指定した期日までにすべて提出すること。

以下に納入ドキュメントの例を示すが、受注者が有する開発標準、作業標準及び開発方法論に従い、必要な納入ドキュメントを提案書で示したうえで、医療保険課の承認を受けることにより、代替することができる。なお、ドキュメントを代替する場合にも、保守・運用を行う上で問題等を生じさせないこと。

図表 3-3 納入ドキュメント

No	項目	納入ドキュメント例	調達範囲との関係 (SLCP-JCF98 での規定アクティビティ)
1	基本設計書	ネットワーク構成図、ハードウェア構成設計書、運用プロセス設計書、保守プロセス設計書等	基盤・ハードウェア (3.2.1)
2	詳細設計書	ネットワーク機器設計書、IP アドレッシング定義書、運用設計書等	基盤・ハードウェア (3.2.1)
3	プロジェクト管理ドキュメント	プロジェクト管理計画書 (プロジェクトマネジメント計画書)、作業項目の階層表 (WBS)、工程表、課題管理台帳、スケジュール表、プロジェクト体制表等	プロジェクト管理 (1.2.4, 1.2.5, 1.2.6, 2.1.2, 2.1.4, 2.8.1, 2.8.2, 3.1.1, 3.1.2, 3.1.3, 3.1.4)
4	ネットワーク環境構築計画ドキュメント	ネットワーク環境構築計画書等	基盤・ハードウェア (3.2.2)
5	品質管理ドキュメント	品質計画書、品質評価基準書(評価指標、判断基準)、品質報告書等	プロジェクト管理 (2.3.1, 2.3.2, 2.6.1, 2.6.2)
6	ネットワーク疎通テストドキュメント	ネットワーク疎通テスト計画書、ネットワーク疎通テスト手順書、ネットワーク疎通テスト報告書等	基盤・ハードウェア (総合テスト: 1.4.11)
7	ネットワークシステム環境定義書	システム環境構築計画書、システム環境構成計画書、ハードウェア構成管理プロセス実施計画書、ネットワーク環境定義書、ハードウェア環境定義書、システム環境構築報告書等	基盤・ハードウェア (3.2.1, 3.2.2)
8	システム管理者、運用オペレータ向けドキュメント	機器操作等に関するシステム運用説明書、システム運用手順書、システム処理手引書等	基盤・ハードウェア (1.5.1)
9	保守作業向けドキュメント	マニュアル文書化プロセス実施計画書、マニュアル構成管理プロセス実施計画書、システム保守手順書、システム保守基準書、システム障害対策基準書、システム障害対策手順書、不正アクセス監視マニュアル、ウィルス対応マニュアル、緊急時対応計画(システム運用)等	基盤・ハードウェア (1.5.1, 1.5.5, 1.6.1)

No	項目	納入ドキュメント例	調達範囲との関係 (SLCP-JCF98 での規定アクティビティ)
10	運用関連ドキュメント	定期運用報告書、運用管理規定（変更管理、リリース管理、構成管理、問題管理、インシデント管理、可用性管理、SLA 管理等）、体制管理規定（文書管理規定、組織管理規定等）等	基盤・ハードウェア (1.5.5, 1.5.6, 1.6, 2.7, 4.4, 4.5)

2 ハードウェア

下記に提示する項目について、納入すること。

図表 3-4 納入ハードウェア

No	項目	概要説明
1	ハードウェア	本件で導入するハードウェア一式（データセンター、各業務拠点及び関連システムに設置するルータ（予備機を含む）、RAS 関連機器（セキュリティ）） ※消耗品については、初期稼動時に必要となる物品を用意すること
2	各種設定ファイル	本件の環境構築作業で設定した定義ファイル

3 納入方法

- (1) 受注者は、システム納入時に指定のドキュメントを紙及び外部記憶媒体（CD-R または DVD-R）により日本語で提供すること。
- (2) 紙のサイズは、日本工業規格 A 列 4 番を原則とする。図表については、必要に応じて A 列 3 番を使用することができる。また、バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバインダー方式とする。
- (3) 外部記憶媒体に保存する形式は、Word2003 形式、Excel2003 形式及び PDF 形式とする。ただし、医療保険課が別に形式を定めて提出を求めた場合はこの限りでない。
- (4) 紙及び外部記憶媒体は 2 式ずつ用意すること。

4 ドキュメントの修正等

ドキュメントに修正等があった場合は、紙については、更新履歴と修正ページ、磁気媒体等については、修正後の全編を速やかに提出すること。

第3 納入期限

医療保険課の指示に基づき、以下の通り納入すること。

- 1 「第3 1 ドキュメント類」に示した以下の納入ドキュメントについては、それぞれ指定の期日までに納入すること。

・プロジェクト管理ドキュメント	平成20年3月14日
・基本設計書	平成20年3月31日
・詳細設計書	平成20年5月31日
・ネットワークシステム環境定義書	平成20年6月30日
・運用関連ドキュメント	平成20年9月30日（以後随時提出）

上記以外の納入物については、平成20年9月30日までに納入すること。なお、上記のドキュメントについても、納入以降に修正等が発生した場合には、再度、あわせて納入すること。

- 2 ハードウェアについては、データセンター及び各業務拠点に搬入する。前者については、総合テストを実施する前の平成20年4月1日までに設定、環境構築及び稼働確認を完了すること。後者については、平成20年7月31日までに全拠点の設定、環境構築及び稼働確認を完了すること。

第4 納入場所

ドキュメント類については、医療保険課が別途指示する場所に納入すること。

ハードウェアについては、「第2章 基本構想 第7 設置要件 1 設置場所」に示す場所に納入すること。

第5 前提・制約条件

1 体制

(1) 受注者は、本件の業務を履行できる体制を設けるとともに、作業に先立ち以下の事項についてプロジェクト体制表を書面で提出し、医療保険課の承認を得ること。

- ア 受注者側の体制
- イ 受注者側の責任者
- ウ 連絡体制（受注者側の対応窓口）

(2) 受注者側のプロジェクト管理責任者は、本件の専任とすること。

(3) やむを得ない理由により体制を変更する場合は、事前に医療保険課と協議し、書面による承認を得ること。

2 再委託

本件の一部について再委託を希望する場合、受注者は、事前に医療保険課と協議し、書面による承認を得ること。その際、受注者は、再委託先業者名、再委託の内容、提供する情報の内容、再委託先の管理方法等を記載した文書を提出すること。

3 プロジェクト推進に関する成果物

受注者は、落札後2週間以内に以下(1)、(2)及び(3)等について記載したプロジェクト実施計画書を医療保険課に提出し、承認を得ること。なお、プロジェクトの途中段階で修正・見直しが必要となる場合、医療保険課の承認を得ること。

(1) プロジェクト体制表

(2) 工程表

成果物と関連付けた作業スケジュール、作業内容、作業担当者、レビュー実施計画、チェックポイント、開始条件・終了条件等、プロジェクトの作業工程を定義する工程表を作成すること。

(3) プロジェクト管理計画（プロジェクトマネジメント計画）

プロジェクトの目的及び範囲、作業項目の階層表（WBS）の定義・作成方法、プロジェクトの実行・監視・終結等の方法、プロジェクト内の各種規程の改定方法、会議体の定義等を記載したプロジェクト管理計画書を作成すること。

プロジェクト管理計画を作成する際には、「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」(2006年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)及び、「第7章プロジェクト管理要件」に即した内容とすること。

4 環境配慮

- (1) 本件に係る納入物については、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するように努めること。また、受注者側の内部の業務においても同様の配慮を行うこと。
- (2) 導入する機器については、性能及び機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。この際、以下の基本方針等に記載の事項については、必要な対応を行うとともに、特に、一般執務室に対し設置する機器に関しては、職員を中心とした環境調和に配慮すること。

ア「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

(2005年(平成17年)2月環境省総合環境政策局)

イ「環境物品等の調達の推進を図るための方針について」(厚生労働省)

5 関係者との調整

- (1) 厚生労働省全体の最適化等の観点から、厚生労働省全体管理組織(PMO)、厚生労働省情報化統括責任者(CIO)補佐官から指摘等があった場合は、指摘等に従い適切な対応を行うこと。
- (2) 工程管理業者から指摘及び進捗等把握のための資料提出依頼等があった場合は、内容に沿って適切な対応を行うこと。
- (3) 医療保険課から指示等があった場合は、その指示等に従い適切な対応を行うこと。
- (4) 受注者は、関連システム受託業者への依頼及び調整事項等については医療保険課と協議すること。また、必要となる調整作業を支援すること。
- (5) 受注者は、環境構築作業等に影響を与える健康保険業務/間接業務システム基盤受託業者との調整について医療保険課と協議し、必要な調整・とりまとめ等を行うこと。